

第3回 レセプト講座 質問

質問①

訪問診療料算定について。いずれも20分以上の診察という条件で

- ①グループホームでの2人の訪問
- ②ショートステイ先での2人の訪問
- ③サ高住での別世帯への1人ずつの訪問

他に違うパターンがあるかと思いますが、宜しくお願いします

質問②

支援診の届出をしていなくても、か強診の施設基準に合えば、届出をすれば認められるのでしょうか。

支援診では、抜髄、感根治、義歯調整などの処置が40回以上と規定があるので、当科では摂食以外行っていないため届出ができませんが、か強診においては、

(5) 当該診療所において、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定

するとともに、当該担当者名、当該担当医の連絡先電話番号、診療可能日、緊急時の注意事項などについて、事前に患者または家族に対して説明の上、文章により提供していること。

とあり、これ以外は基準をクリアーできると思います。

この診療可能日を、例えば訪問に出られる第三水曜日と限定してもよいのでしょうか。

この辺のところをご教示いただけますか。

よろしく願い致します。

質問③

患者さんが歯科のない病院へメディカルショートステイへ行かれたときにその病院へ口腔ケアに行くことがあります。その際は、どのような請求になるのでしょうか？

教えてください。

